

## 市民の声（12月分）

<b>意見 17</b>	<p>R3. 12. 16 18歳以下の給付金の件です。</p> <p>色々な市町村で所得制限が撤廃されたりしていますが、袖ヶ浦市も市独自で給付できないのでしょうか？</p> <p>学校などでいじめのきっかけになったり同じ子供なのに差別ですよ？</p> <p>収入が多いお宅は、別にとって思うかもしれませんが我が家に関しては例年なら給付金もらえたのに主人の実家が古く空き家になっていて市も空き家をそのままにしないでって言うから解体して売却したのにその金額を収入とみなされて児童手当も減額されて給付金ももらえないなんて納得がいきません。</p> <p>売却した際も、市税などしっかり納めているのになぜですか？</p> <p>主人1人の収入だけで該当しないならわかりますが土地売買の金額が含まれるのは、違いますか？</p> <p>それに子供を育ててる環境はみんな同じですよ？正直差別だと思います！</p> <p>市内だけでうちみたいに該当しない家庭が何件あるかは、知りませんが国が言う大半の家庭は該当するっていうなら該当しない家庭が少ないんですよ？</p> <p>少ないなら市でその分払って下さいよ！</p>
<b>回答</b>	<p>R4. 1. 7 子育て支援課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、**様よりいただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取組の一つとして、本市においても、令和3年12月24日より順次支給を行っているところです。</p> <p>本給付金は、国の制度設計により、児童手当（本則給付）と同等の所得制限が設けられており、18歳以下の児童を養育する方の令和2年所得が所得制限限度額を超える場合は、支給の対象となりません。</p> <p>一方で、各自治体の独自財源により所得制限なく給付することも認められているところではありますが、市といたしましては、限られた財源の中、様々な施策を推進し、充実させていく必要があることや、本給付金は国の制度によるものであり、国の制度設計に基づき事業を進めていることから、現在のところ、市独自の給付は考えておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>